

○児童虐待への対応にあたっては、児童相談所のみでは対応しきれない医学的診断・治療が必要になるケースについて迅速かつ適切に対応するため、児童相談所と地域の医療機関との連携が必要である。そのため、医療機関との協力・連携やセカンドオピニオンを確保するなど、児童相談所の医療的機能を強化する。

専門性の高い精密評価等の協力医療機関・医師の確保

- 目的
子どもと保護者における親子関係の精密評価や保護者等へのカウンセリングを医療機関・医師との協力により実施することにより、児童相談所と医療機関が適切に連携しながら家庭を支援する。
- 実施内容
親子関係の評価、精密な精神医学的評価または心理学的評価、保護者や子どもへのカウンセリング、精神科医療相談 等
- 実施方法
児童相談所長の判断に基づき該当ケースの医学的評価等の協力を依頼する。
- 協力依頼先：専門の医療機関・医師
- 想定件数：年10件程度（1事案あたり5回までの通所とする）

セカンドオピニオンの確保

- 目的
重篤な身体的虐待や性的虐待等、法医学や婦人科等専門的な助言を得て、児童相談所における迅速かつ適切な相談援助活動が実施できるよう、東京都児童相談所協力医師制度を活用してセカンドオピニオンを確保する。
- 実施方法
現在東京都で実施している「東京都児童相談所協力医師制度」を活用することにより実施する。
- 想定件数：年10件程度